

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場への当日のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ・本定時株主総会へは、インターネットを通じてのご出席（インターネット出席）が可能です。インターネット出席においても、議決権行使、ご質問、動議を受け付けておりますので、ご活用ください。
- ・議長を含めすべての出席役員は、原則、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となります。
- ・当日の株主総会の模様は、インターネットにてリアルタイムで配信いたします。
- ・開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、ご来場を希望される場合は、事前申込みが必要となります。なお、ご来場可能な株主さまを20名（申込先着順）に限定いたします。

※株主総会運営における新型コロナウイルス感染症対応の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

mercari

第9回定時株主総会招集ご通知

株式会社メルカリ

証券コード：4385

日時

2021年9月29日（水） 午前10時

[受付開始 午前9時30分予定]

場所

東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー 18階

当社本店会議室

議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会ご出席のみなさまへのお土産のご用意はございません。

ミッション

新たな価値を生み出す 世界的なマーケットプレイスを創る

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」といいます。）において、お亡くなりになられた方々及びご家族・関係者のみなさまに謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患されたみなさまに心よりお見舞いを申し上げます。

2021年6月期の1年間は、COVID-19という世界的な不測の事態に見舞われ、これまで以上に機動的な事業判断や規律のある投資を意識した経営を行って参りました。COVID-19状況下という不透明感から、上半期は一時的に投資の抑制を行いましたが、第2四半期後半から投資を再開いたしました。メルカリJP・メルベイ・メルカリUSの主力3事業において、利便性やユーザ体験の向上を目指したプロダクトの改善、新機能の追加を推進するとともに、マーケティング施策等への投資を行い、高い売上高の成長を実現いたしました。その結果、主力事業の収益力が着実に向上し、創業来初の通期連結黒字となりました。また、2021年6月期は、安心・安全な利用環境の構築においても一層力を入れ、「マーケットプレイスの基本原則（Principles）」の策定やeKYC等による本人確認の促進など、健全性向上の面においても前進した1年になったと感じています。今後も、主力事業を中心に収益基盤をより強固にしつつ、事業環境を踏まえ機動的に内容の見直しを行いながらも成長を優先した投資を行うことで、グループとして持続的な成長及び将来利益の最大化を進めて参ります。

当社グループは「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」というミッションを掲げ、達成に向けて取り組んで参りました。2013年の創業時に抱いていた「インターネットの力で個人と個人をつなぐことで、資源を大切に、世界中の人々が豊かに暮らせるようになるのではないか」という想いはいまだ変わることはありません。いまある資源がもっと有効に活用され、誰もが新たな価値を生み出す機会を手にできるようになれば、一人ひとりが持つ無限の可能性がより発揮される世の中になるのではないのでしょうか。誰もが自分らしいクリエイティブな人生を継続的に楽しむことができる、そんな世の中の実現に向け、これからも大胆な挑戦により、更なる事業拡大とそれに伴う中長期的な企業価値の向上に努めて参ります。株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役CEO

山田進太郎



<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場への当日のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ・本定時株主総会へは、インターネットを通じてのご出席（インターネット出席）が可能です。インターネット出席においても、議決権行使、ご質問、動議を受け付けておりますので、ご活用ください。
- ・議長を含めすべての出席役員は、原則、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となります。
- ・当日の株主総会の模様は、インターネットにてリアルタイムで配信いたします。
- ・開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、ご来場を希望される場合は、事前申込みが必要となります。なお、ご来場可能な株主さまを20名（申込先着順）に限定いたします。

※株主総会運営における新型コロナウイルス感染症対応の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

証券コード 4385
2021年9月9日

株主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メルカリ
代表取締役CEO 山田 進太郎

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2021年 9 月 29 日（水曜日）午前 10 時 [受付開始 午前9時30分予定]
2	場 所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー 18階 当社本店会議室
3	報告事項	1. 第9期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第9期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件
	目的事項 決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては本招集ご通知には記載せず、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載しております。したがって、本招集ご通知に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきますのでご了承ください。
- ・本定時株主総会の運営に変更が生じる場合には当社ウェブサイト（※）においてお知らせいたします。
※当社ウェブサイト <https://about.mercari.com/>

インターネット出席のご案内

本定時株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、当社指定のウェブサイトよりライブ配信をご視聴いただきながら、ご質問、動議及び議決権の行使を行っていただく「インターネット出席」が可能です。インターネット出席は、実際に会場にお越しいただいた場合と同様、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

インターネット出席に必要な環境

インターネット出席を行うためには、株主さまにおいて、次の環境を整えていただく必要があります。また、インターネット出席に必要な通信機器類及び通信料等一切の費用につきましては、株主さまのご負担とさせていただきます点、ご了承ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 10、Windows 8.1 ※1	macOS 最新版	Android 6 以上	iOS10以上
ブラウザ ※2	Microsoft Edge、Internet Explorer 11、 Mozilla Firefox、Google Chrome	Safari	Chrome	Safari

※1 Windows 8.1 / 10 については、デスクトップモードで動作確認しております。デスクトップモードでご利用ください。

※2 ブラウザのJavaScript及びCookie機能は有効にしてください。各ブラウザは、最新のアップデートが適用されていることを前提としています。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2021年9月28日（火曜日）午後7時到着分まで

インターネット等による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年9月28日（火曜日）午後7時入力完了分まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使に当たり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

株主総会へご出席を希望される場合

株主総会へのご出席



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく、「インターネット出席」を推奨しております。

ご来場を希望される場合は、事前申込みが必要となります。なお、ご来場可能な株主さまを**20名（申込先着順）**に限定いたします。

詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。
- 3 新しいパスワードを登録する。



「次の画面へ」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

ご注意事項



- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 2021年4月28日に株式会社メルコインを設立したことに伴い、同社の事業内容に合わせ、当社定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第11条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第11条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～49. (条文省略)</p> <p>50. <u>仮想通貨交換業</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>51.～53. (条文省略)</p> <p>第3条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 (新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～49. (現行どおり)</p> <p>50. <u>暗号資産交換業</u> 51. <u>ブロックチェーン技術に関する研究、調査及びそれらの情報提供、コンサルティング</u> 52. <u>ブロックチェーン技術を利用した商品及びサービスの企画・開発・運用</u> 53.～55. (現行どおり)</p> <p>第3条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 2 <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役5名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものです。なお、各取締役候補者の選定にあたっては、客観性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役が占めている指名報酬委員会において審議しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	
1	山田進太郎	代表取締役CEO（社長）	再任
2	小泉文明	取締役President（会長）	再任
3	高山健	社外取締役	再任 社外 独立
4	篠田真貴子	社外取締役	再任 社外 独立
5	村上憲郎		新任 社外 独立

1

ヤマダ シンタロウ
山田 進太郎

1977年9月21日生 再任

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

2001年8月 有限会社ウノウ設立 代表取締役	2013年2月 株式会社コウゾウ（現当社） 設立代表取締役社長
2005年2月 同社をウノウ株式会社へ 商号変更	2014年3月 Mercari, Inc. Director（現任）
2010年9月 Zynga Japan株式会社 ゼネラルマネージャー	2017年4月 当社代表取締役会長兼CEO
2012年6月 株式会社suadd設立 代表取締役（現任）	2019年9月 当社代表取締役CEO（社長） （現任）
	2021年1月 株式会社ソウゾウ取締役（現任）

▶ 重要な兼職の状況

Mercari, Inc. Director 株式会社ソウゾウ取締役

▶ 取締役候補者とした理由

2013年2月の当社設立以来、代表取締役として当社グループ全体の経営の指揮を執り、CtoCマーケットプレイス「メルカリ」の世界展開をはじめ、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役会出席回数

13回/13回

所有する当社の株式の数

37,812,530株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数

1,903,823株

2

コイズミ フミアキ
小泉 文明

1980年9月26日生 再任

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

2003年4月 大和証券SMBC株式会社 （現大和証券株式会社）入社	2017年4月 当社取締役社長兼COO Corporate Division長
2006年12月 株式会社ミクシィ入社	2019年8月 株式会社鹿島アントラーズ・ エフ・シー代表取締役CEO （現任）
2008年6月 同社取締役	
2013年12月 当社入社	
2014年3月 当社取締役 Corporate Division長	2019年9月 当社取締役President（会長） （現任）

▶ 重要な兼職の状況

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー代表取締役CEO

▶ 取締役候補者とした理由

2013年に入社して以来、Corporate Division全体の成長をけん引して参りました。また、当社取締役にな就任後は、当社全体の経営の指揮を執りながら、渉外、広報、ESG等の分野に特に尽力し、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、主に渉外や株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの運営等の分野において同氏の豊富な経験と高い見識により、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



取締役会出席回数

13回/13回

所有する当社の株式の数

1,508,970株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数

944,459株

3 タカヤマ ケン 高山 健

1964年6月6日生 再任 社外 独立

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1988年4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2015年6月 テクマトリックス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)
1999年11月 楽天株式会社(現楽天グループ 株式会社) 常務取締役	2018年9月 当社社外取締役(現任)
2010年2月 同社最高財務責任者	2018年11月 株式会社メタップス 社外取締役(監査等委員)
2014年7月 スターフェスティバル株式会社 社外取締役	2019年5月 株式会社メディアドゥホールディ ングス(現株式会社メディアドゥ) 社外取締役

▶ 重要な兼職の状況

テクマトリックス株式会社社外取締役(監査等委員)

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融事業及びインターネット事業会社経営における専門的な知識や深い経験を活かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言をいただいております。また、指名報酬委員として取締役・監査役・上級執行役員の評価・報酬の審議やコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等にも深く関与いただいております。当社グループの経営体制の更なる強化のために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

4 シノダ マキコ 篠田 真貴子

1968年3月1日生 再任 社外 独立

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1991年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行	2007年7月 ネスレニュートリション株式 会社経営企画統括部長
1998年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン入社	2008年12月 株式会社東京糸井重里事務所 (現株式会社ほぼ日) 取締役CFO
2002年10月 ノバルティス ファーマ株式会社 入社	2020年3月 エール株式会社取締役(現任)
	2020年9月 当社社外取締役(現任)

▶ 重要な兼職の状況

エール株式会社取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

D&I、ESG、ファイナンス等における専門的な知識や深い経験を活かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言をいただいております。また、指名報酬委員として取締役・監査役・上級執行役員の評価・報酬の審議やコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等にも深く関与いただいております。当社グループの経営体制の更なる強化のために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。



社外取締役在任年数 3年

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式の数 0株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数 0株



社外取締役在任年数 1年

取締役会出席回数 10回/10回

所有する当社の株式の数 0株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数 0株

5 村上 憲郎

1947年3月31日生

新任

社外

独立



▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1970年4月 日立電子株式会社(現株式会社日立国際電気) 入社	2012年3月 株式会社ブイキューブ社外取締役(現任)
2003年4月 Google, Inc.(現Google LLC) 副社長 兼 グーグル株式会社(現グーグル合同会社) 代表取締役社長	2013年8月 株式会社ウェザーニューズ社外取締役
2009年1月 グーグル株式会社(現グーグル合同会社) 名誉会長	2014年12月 株式会社エナリス代表取締役社長
2011年1月 株式会社村上憲郎事務所設立 代表取締役(現任)	2016年10月 株式会社エナリス代表取締役会長
	2017年10月 セルソース株式会社社外取締役(現任)

▶ 重要な兼職の状況

株式会社村上憲郎事務所代表取締役
セルソース株式会社社外取締役

株式会社ブイキューブ社外取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グーグル株式会社(現グーグル合同会社)において代表取締役社長及び名誉会長を務めるなど、グローバル企業の経営経験及び技術的な知見を有していることから、成長を続ける当社経営への監督・助言に貢献いただけると考えております。また、取締役として選任された場合は、指名報酬委員として取締役・監査役・上級執行役員の評価・報酬の審議やコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等にも関与いただく予定です。



社外取締役在任年数 一年

取締役会出席回数 一回/一回

所有する当社の株式の数 0株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高山健氏、篠田真貴子氏及び村上憲郎氏は、社外取締役候補者であります。当社は、高山健氏及び篠田真貴子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。また、村上憲郎氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害(但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、高山健氏及び篠田真貴子氏を株式会社東京証券取引所に定める独立役員として届け出ております。また、村上憲郎氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所に定める独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役候補者選任にあたっての方針と手続

▪ 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

- ・ 当社の取締役会が果たすべき役割の実現に必要な知識・経験・能力を取締役会全体として備えている状態になるように取締役候補者を選任する。
- ・ 当社の事業の内容及び成長段階を踏まえ、適切な多様性と規模を実現するよう取締役を選任する。

▪ 当社取締役の役割

- ・ 中長期的で幅広い多様な視点から、市場や産業構造の変化を踏まえた会社の将来を見据え、会社の持続的成長に向けた経営戦略上重要な意思決定に参画する。
- ・ 会社経営に対する責任を負い、業務執行状況の監督を行う。

▪ 取締役候補者の選任方法

- ・ 取締役として十分な業務遂行が期待できるかどうか、以下に記載の選任基準に基づき、職務経歴書、面談、リファレンスチェックにより指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案する。
- ・ 再任者については、就任期間における評価結果も勘案し選任する。

▪ 選任基準

項目	概要
企業価値向上意欲	ミッションへの強い興味関心、貢献意欲及び戦略の遂行能力を有している
知識・経験・能力	グローバルテックカンパニーを目指す当社の取締役としてふさわしい水準を求める
人格・倫理観	優れた人格を有しており、誠実に職務を遂行できる
カルチャー・バリューの適性	当社のカルチャーやバリューを体現する価値観や素養を有している 既存の議論に建設的な異議をとえ、よりよい経営判断に貢献する姿勢がある
兼職状況	就任予定時に直接的な競合他社での就業実態が無く、兼職の稼働状況が合理的な範囲である
ダイバーシティ	経歴等により、当社経営に対して多様性の観点から貢献できる

(ご参考) 本議案の承認が得られた場合の取締役のスキルマトリクスは以下のとおりとなります。

- スキルの位置づけ：候補者に特に議論への貢献を期待する領域
- スキルのマッピング方法：指名報酬委員会での審議を踏まえて取締役会で決定
- スキルの定義：

項目	概要
企業経営	経営戦略全般
ESG	サステナビリティ戦略、ESG施策
テクノロジー	IT業界における技術戦略、研究開発
グローバル経営	事業の多国展開
事業	インターネット、コマース、金融等の当社事業
財務・会計	財務、会計
コーポレートガバナンス・コンプライアンス	コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、内部統制、コンプライアンス

					
氏名	山田進太郎	小泉文明	高山健	篠田真貴子	村上憲郎
属性	再任	再任	再任	再任	新任
独立社外取締役			●	●	●
スキル					
企業経営	●	●	●	●	●
ESG	●	●		●	
テクノロジー	●				●
グローバル経営	●		●		●
事業	● (全般)	● (全般)	● (全般)	● (インターネット、金融)	● (インターネット)
財務・会計		●	●	●	
コーポレートガバナンス・コンプライアンス		●	●	●	

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役全4名のうち3名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査役を1名減員の3名体制とし、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1 フクシマファミユキ 福島 史之

1982年1月10日生

再任 社外 独立



▶ 略歴及び当社における地位

2005年11月 港陽監査法人入所
2006年5月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2014年9月 当社常勤社外監査役（現任）
2020年1月 ファインディ株式会社監査役（現任）

▶ 重要な兼職の状況

ファインディ株式会社監査役

▶ 社外監査役候補者とした理由

公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、当社の常勤監査役として適切な内部統制構築における助言及び意見をいただいていることから、引き続き当社のコーポレート・ガバナンス、内部統制及び監査に貢献していただけたと考えております。なお、候補者は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の点を考慮して社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き当社の監査と監督を行っていただくべく、社外監査役候補者として選任をお願いするものです。

社外監査役在任年数	7年
取締役会出席回数	13回/13回
監査役会出席回数	12回/12回
所有する当社の株式の数	0株
保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数	83,250株



▶ 略歴及び当社における地位

- | | |
|--|---|
| 1994年 4月 東京弁護士会登録 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）所属 | 2010年 4月 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役 |
| 2001年 1月 同事務所パートナー | 2014年 4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外取締役（現任） |
| 2003年 3月 中村・角田法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）参画、パートナー（現任） | 2016年 6月 エーザイ株式会社社外取締役 |
| 2005年 6月 株式会社アイネス社外監査役 | 2021年 8月 株式会社三井住友銀行社外取締役（監査等委員）（現任） |
| 2008年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社（現MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社）社外監査役 | |

▶ 重要な兼職の状況

中村・角田・松本法律事務所パートナー 株式会社三井住友銀行社外取締役（監査等委員）

▶ 社外監査役候補者とした理由

企業法務領域で高い専門性を有する法律事務所のパートナー弁護士を務め、また他社での社外監査役及び社外取締役としての経験を持ち、特に会社法及びコーポレート・ガバナンスに精通しておられることから、当社のコーポレート・ガバナンス、内部統制及び監査に貢献していただけたと考えております。なお、候補者は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の点を考慮して社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者とするものです。

取締役会出席回数

一回/ 一回

監査役会出席回数

一回/ 一回

所有する当社の株式の数

0株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数

0株

- (注) 1. 福島史之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 角田大憲氏は当社の主要取引先金融機関である株式会社三井住友銀行の社外取締役（監査等委員）であります。同氏は同社の業務執行者ではないため、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 福島史之氏及び角田大憲氏は、社外監査役候補者であります。当社は福島史之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、福島史之氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。また、角田大憲氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、福島史之氏を株式会社東京証券取引所に定める独立役員として届け出ております。また、角田大憲氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所に定める独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

イ ギ ト シ ヒ ロ
猪木 俊宏

1968年7月6日生

▶ 略歴及び当社における地位

1998年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会 入会 三井安田法律事務所入所	2011年7月 猪木法律事務所設立（現任） 2013年2月 当社社外監査役（現任）
2009年9月 サイバーボンド株式会社 代表取締役（現任）	2016年6月 さくらインターネット株式会社 社外取締役（現任）

▶ 重要な兼職の状況

猪木法律事務所	サイバーボンド株式会社代表取締役
さくらインターネット株式会社社外取締役	

▶ 補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士及び他社での社外取締役としての経験を持ち、企業法務及びコンプライアンスに精通しています。また2013年から継続して当社の社外監査役として適切な内部統制構築における助言及び意見をいただいていることから、当社のコーポレート・ガバナンス、内部統制及び監査に貢献していただけると考えております。

- (注) 1. 猪木俊宏氏は当社の取引先であるさくらインターネット株式会社の社外取締役ですが、同社との取引実績は当社の当期連結決算における売上高の1%未満であり、また同氏は同社の業務執行者ではないため、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 猪木俊宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 猪木俊宏氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたします。
4. 猪木俊宏氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

取締役会出席回数

13回/13回

監査役会出席回数

12回/12回

所有する当社の株式の数

360,000株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数

0株

以上

事業報告 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社グループのミッションである「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」の実現に向け、今年度においても幅広い層に愛されるサービスを目指し、安全性の強化や利便性の向上を進めて参りました。新型コロナウイルス（以下、「COVID-19」といいます。）状況下にて一時的に投資を抑制しておりましたが、当社の提供するサービスにおけるユーザ動向等を勘案し、第2四半期後半より投資を再開しました。マーケティング施策を中心に、規律を保ちながら、今後の成長につながる投資を行っております。その結果、メルカリJP・メルカリUSにおける流通総額は高い成長を実現するとともに、メルカリJP・メルカリUS・メルペイの主力3事業の収益力が着実に向上しております。これに伴い、創業来初の通期連結営業利益（黒字）となりました。また今年度は、当社グループの更なる成長・ミッションの達成を目指し、新規事業に取り組む子会社である株式会社ソウゾウ、株式会社メルコインを設立いたしました。今後も、既存事業においては事業環境を踏まえ機動的に内容の見直しを行いながらもグロースを優先した投資を行い、新規事業においてはグループシナジーを最大化する事業を創出することで、グループとして持続的な成長及び将来利益の最大化を進めて参ります。

主力事業であるメルカリJPでは、中長期での成長を図るため、継続的な出品の強化に取り組むとともに、プロダクトの改善や梱包発送等の利便性の向上、マーケティング施策により、MAU（注1）の増加に取り組んで参りました。この結果、「メルカリ」の流通総額は、当連結会計年度において7,845億円となり、前連結会計年度比で1,586億円増加し、MAUは1,954万人となりました。

スマホ決済サービスを提供するメルペイは、与信分野を中心に収益力の強化に取り組んで参りました。注力している「メルペイスマート払い（定額払い）」において利用者や残高が着実に増加しており、「メルペイ」の利用者数は1,067万人（注2）となりました。メルペイでは、今後も「決済」「与信」「ふえるお財布」それぞれにおいて新機能や新サービスを提供していく予定です。その上で重要となる本人確認を推進するとともに、不正利用対策等の安心・安全な利用環境の構築に取り組んで参ります。

メルカリUSでは「Mercari: Your Marketplace」として、誰もがより簡単に安全に様々なモノが売れるマーケットプレイス「Mercari」の浸透・成長に向けて、マーケティング施策を中心とした認知度向上及び新規ユーザ獲得に加え、出品及び配送の最適化を推進し、これにより高い成長を実現いたしました。この結果、「Mercari」の流通総額は当連結会計年度において1,238億円（為替レートについては、期中平均為替レート106.53円にて換算）となり、前連結会計年度比で501億円増加し、MAUは461万人となりました。また、今年度は、販売手数料（Selling Fee）に加え、決済手数料（Payment Processing Fee）の徴収を開始したことにより、収益基盤が向上し、初の四半期営業利益（黒字）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高106,115百万円（前連結会計年度比39.1%増）、営業利益5,184百万円（前連結会計年度は19,308百万円の損失）、経常利益4,975百万円（前連結会計年度は19,391百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益5,720百万円（前連結会計年度は22,772百万円の損失）となりました。

なお、当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- (注) 1. 「Monthly Active Users」の略。1ヶ月に1回以上アプリ又はWEBサイトをブラウジングしたユーザの四半期平均の人数。
2. メルペイ「電子マネー」の登録を行ったユーザと、「メルペイコード決済」、「ネット決済」、「メルペイスマート払い（翌月払い・定額払い）」等の利用者の合計（重複を除く。）2021年6月末時点。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資（無形固定資産を含みます。）の総額は380百万円であり、主に本社OA機器の購入及び本社オフィスの増床によるものであります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、連結子会社の債権流動化による資金調達を行っております。この結果、当連結会計年度末の短期借入金は19,602百万円となっております。

なお、2021年6月28日開催の取締役会において、2026年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債25,000百万円及び2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債25,000百万円の発行を決議し、2021年7月14日に払込みが完了しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

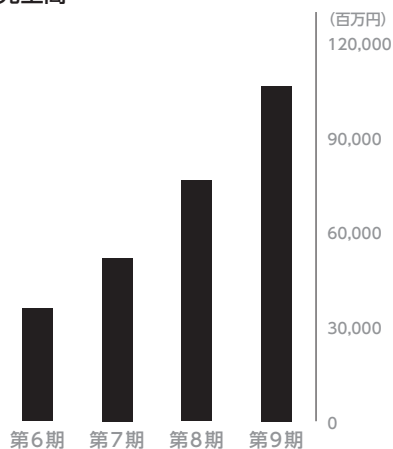
2020年7月22日付で、保有するBASE株式会社の株式1,242,400株を全て売却いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

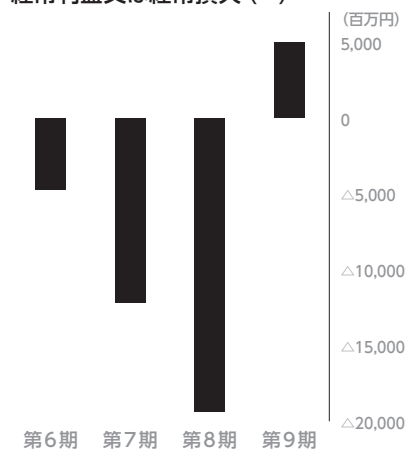
① 企業集団の財産及び損益の状況

		第6期 (2018年6月期)	第7期 (2019年6月期)	第8期 (2020年6月期)	第9期 (2021年6月期)	
売	上	高 (百万円)	35,765	51,683	76,275	106,115
経	常	利益又は経常損失(△) (百万円)	△4,741	△12,171	△19,391	4,975
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△7,041	△13,764	△22,772	5,720	
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△60.61	△94.98	△147.86	36.43	
総	資	産 (百万円)	117,752	163,685	198,014	262,529
純	資	産 (百万円)	54,422	50,936	35,368	40,013
1株当たり純資産額	(円)	402.12	337.88	222.78	247.52	

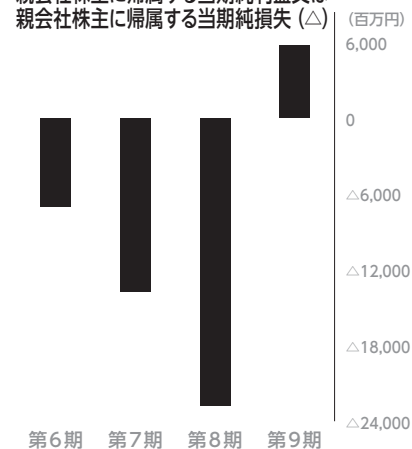
売上高



経常利益又は経常損失(△)



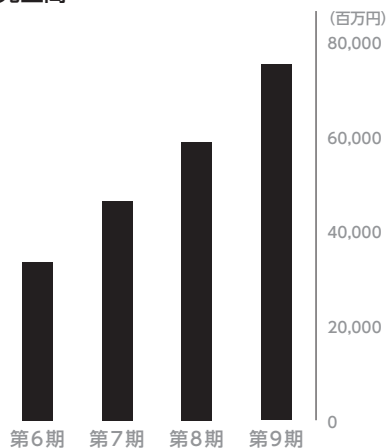
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)



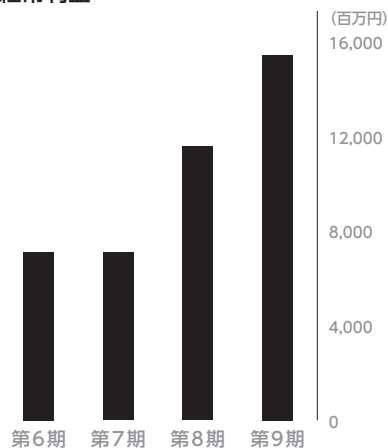
② 当社の財産及び損益の状況

	第6期 (2018年6月期)	第7期 (2019年6月期)	第8期 (2020年6月期)	第9期 (2021年6月期)
売上高 (百万円)	33,424	46,254	58,744	75,152
経常利益 (百万円)	7,107	7,090	11,550	15,426
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△8,428	△5,046	△28,014	7,926
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△72.55	△34.82	△181.89	50.48
総資産 (百万円)	115,414	125,742	104,683	119,376
純資産 (百万円)	54,676	60,242	38,884	45,760
1株当たり純資産額 (円)	403.99	399.61	249.02	286.39

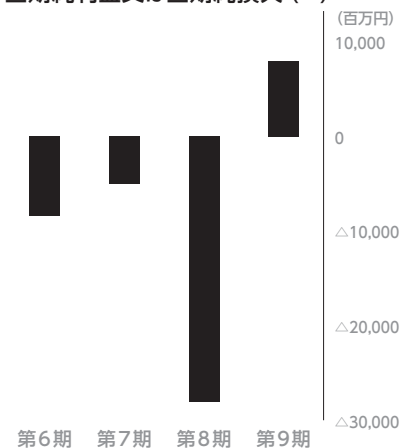
売上高



経常利益



当期純利益又は当期純損失 (△)



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Mercari, Inc.	473,511千米ドル	100%	米国におけるCtoCマーケットプレイス「Mercari」の企画・開発・運営
株式会社メルペイ	100百万円	100%	資金移動業等の金融関連事業の企画・開発・運営
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー	1,570百万円	71.1%	1. プロサッカー球団鹿島アントラーズの運営 2. サッカー競技及びその他のスポーツ競技会等各種催し物の企画・運営 3. サッカー競技場等のスポーツ施設の運営等
株式会社ソウゾウ	50百万円	100%	Eコマースプラットフォーム「メルカリShops」の企画・開発・運営
株式会社メルコイン	50百万円	100%	暗号資産やブロックチェーンに関するサービスの企画・開発

(4) 対処すべき課題

① サービスの安全性及び健全性の確保

Eコマースサービスやソーシャルメディア等が普及するにつれて、インターネット上のサービスの安全性維持に対する社会的要請は一層高まりを見せております。当社グループは、安心・安全な取引の場を提供するため、サービスの安全性・健全性確保を最重要課題として、個人情報保護や知的財産権侵害品対策等に継続的に取り組んで参ります。

② 人材の育成

サービスのグローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、人材の育成は重要な課題と認識しております。従業員が高いモチベーションをもって働けるよう、育成の仕組みや人事制度の整備、ダイバーシティ&インクルージョンの推進等を積極的に進めて参ります。

③ 技術力の強化

当社グループはインターネット上でサービスを提供しており、サービス提供に係るシステムを安定的に稼働させることが事業運営上重要であると認識しております。出品数の増加に伴うアクセス数の増加を考慮したサーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散等、継続的にシステムの安定性確保に取り組んで参ります。

また、先端技術への投資に注力し、更なるユーザ体験の向上に取り組んで参ります。例えば、過去の取引履歴や評価情報等の膨大なデータをもとにしたAIや機械学習技術の活用により、サービスの利便性向上や、安全性及び健全性の維持・強化を推進して参ります。更に、自動翻訳による異なる言語間での取引の推進や、ブロックチェーン、VR/AR、量子コンピュータ、IoT（モノのインターネット）等の先端技術への投資を行うなど、技術力の強化に向けて取り組んで参ります。

④ 海外展開への対応

当社グループは、ミッションに掲げる「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」の実現に向け、2014年に米国へ進出し、2019年には日本における「メルカリ」に出品された商品を海外から購入できる越境販売を開始するなど、海外展開にも着手して参りました。米国で提供する「Mercari」の着実な成長や越境販売における海外ユーザの購買ニーズを通じ、まだ進出していないエリアにも潜在的な事業機会が広がっていると考えております。メルカリUSの更なる拡大に加え、規律のある投資を意識しつつも積極的に新たな海外展開を図っていく方針であります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンス経営の徹底を通じて、企業価値の向上に努めることを基本的な方針として、ステークホルダーのみなさまの信頼に応えるべく、今後も経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長、発展に努めて参ります。

⑥ 内部管理体制の拡充及びコンプライアンスの徹底

当社グループは今後もより一層の事業拡大を目指しており、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、当社グループの成長に見合った人材の確保、育成及びコンプライアンスの徹底を重要な課題と考えております。内部監査、法務、財務、経理、情報セキュリティ等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、社員に対する継続的な啓蒙活動及び研修活動を行うことで、更なる内部管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンスの徹底に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

① ミッション

当社グループは、「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションに掲げ、実現に取り組んでいます。

「限りある資源を循環させ、より豊かな社会をつくりたい」。創業者である山田進太郎が世界一周の旅で抱いた、そんな問題意識によって生まれたのがフリマアプリ「メルカリ」です。テクノロジーの力で世界中の個人と個人をつなぎ、誰もが簡単にモノの売り買いを楽しめる。それにより資源を循環させる豊かな社会、個人がやりたいことを実現できる社会の構築を目指します。

② サービス概要

当社が運営する「メルカリ」は個人間取引（CtoC）のためのマーケットプレイスであり、誰でも簡単・手軽に不要品を売買できるという今までになかったユニークなユーザ体験を提供しています。

従来型の店舗における中古品売買は、来店に時間を要する、取り扱い商品が限定的である、買取業者が仲介するため売手と買手の双方にとって価格が不透明であるなどの課題がありました。また、インターネットオークションを利用した中古品売買も、出品が煩雑で難しい、入札プロセスに時間がかかるといった課題がありました。

「メルカリ」では、スマートフォンやWEBから誰でも簡単に商品を出品・購入することができます。また、配送業者やコンビニエンスストアとの提携により、簡便かつ手頃な価格の配送オプションを提供しています。更に、出品者・購入者ともに個人が中心であるため、誰でも手軽に不要品を販売してお金に換える楽しみや、ユニークな商品を探す「宝探し」感覚での買物を体験することができます。

③ 当社グループが運営するサービス

当社グループは当社と連結子会社であるMercari, Inc.、株式会社ソウゾウ、株式会社メルペイ、株式会社メルコイン、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーで構成されております（2021年6月30日時点）。また、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。



メルカリJPでは、創業来取り組んでいる個人間取引（CtoC）のためのマーケットプレイス、フリマアプリ「メルカリ」を運営しています。誰もが簡単・手軽にモノを売買できるというユニークなユーザ体験を提供し、MAUは2021年6月末時点で1,954万人を超えるまでに拡大しております。

更に、当社グループでは、取引の基盤となる決済の領域においてスマホ決済サービス「メルペイ」の提供を2019年2月に開始いたしました。当社グループの保有する高い技術力と「メルカリ」独自の顧客・情報基盤を活用し、新たな信用の創造にともなう事業の拡大に努めております。

また、メルカリUSでは、「Mercari: Your Marketplace」として、誰もがより簡単で安全に様々なモノが売れるマーケットプレイス「Mercari」を運営しております。認知度向上及び新規ユーザ獲得に加え、出品及び配送の最適化に取り組んでおり、MAUは2021年6月末時点で461万人と急速に成長しております。

(6) 主要な営業所 (2021年6月30日現在)

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都港区
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区

② 国内子会社

会社名	所在地
株式会社メルペイ (本社)	東京都港区
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー (本社)	茨城県鹿嶋市
株式会社ソウゾウ (本社)	東京都港区
株式会社メルコイン (本社)	東京都港区

③ 在外子会社

会社名	所在地
Mercari, Inc. (本社)	米国カリフォルニア州パロアルト市

(7) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,752 (286) 名	40名減 (116名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 2. 当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
 3. 直近1年間において、従業員数が40名減少しております。これは主に自己都合退職によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,060 (204) 名	30名減 (73名減)	33.5歳	2.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 2. 直近1年間において、従業員数が30名減少しております。これは主に自己都合退職によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	25,000
株式会社みずほ銀行	15,000
株式会社三井住友銀行	10,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

① 発行可能株式総数 459,250,000株

② 発行済株式の総数 157,807,344株

- (注) 1. 2020年7月16日付の取締役会決議に基づく、2020年8月15日付の譲渡制限株式ユニット (RSU) に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は66,100株増加しております。
2. 2020年10月15日付の取締役会決議に基づく、2020年11月15日付の譲渡制限株式ユニット (RSU) に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は78,321株増加しております。
3. 2021年1月15日付の取締役会決議に基づく、2021年2月15日付の譲渡制限株式ユニット (RSU) に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は84,141株増加しております。
4. 2021年4月22日付の取締役会決議に基づく、2021年5月15日付の譲渡制限株式ユニット (RSU) に係る新株式の発行により、発行済株式の総数は68,098株増加しております。
5. 当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,360,320株増加しております。

③ 株主数 32,567名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
山田 進太郎	37,812,530株	23.96%
富島 寛	8,542,900株	5.41%
MSIP CLIENT SECURITIES	8,476,660株	5.37%
GOLDMAN SACHS & CO. REG	8,462,993株	5.36%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,781,331株	4.30%
株式会社suadd	6,567,000株	4.16%
ユナイテッド株式会社	4,690,000株	2.97%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	3,513,467株	2.23%
MORGAN STANLEY & CO. LLC	3,419,067株	2.17%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	2,986,786株	1.89%

(注) 持株比率は自己株式 (2株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項 (2021年6月30日現在)

新株予約権の数 (合計)	目的となる株式の数 (合計)	(ご参考) 発行済株式の総数
2,143,746個	6,220,233株	157,807,344株

「新株予約権等に関する事項」の詳細につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

⇒ <https://about.mercari.com/>

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO (社長)	山田進太郎	CEO Mercari, Inc. Director 株式会社ソウゾウ取締役
取締役President (会長)	小泉文明	President 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー代表取締役CEO
社外取締役	高山健	テクマトリックス株式会社社外取締役 (監査等委員)
社外取締役	生田目雅史	東京海上ホールディングス株式会社常務執行役員グループ Chief Digital Officer
社外取締役	篠田真貴子	エール株式会社取締役
監査役 (常勤)	栃木真由美	株式会社メルペイ監査役 株式会社メルコイン監査役
社外監査役 (常勤)	福島史之	ファインディ株式会社監査役
社外監査役	猪木俊宏	猪木法律事務所弁護士 サイバーボンド株式会社代表取締役 さくらインターネット株式会社社外取締役
社外監査役	筱崎隆広	一般社団法人大学スポーツ協会常務理事兼事務局長

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- ① 2020年9月25日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、取締役濱田優貴氏、取締役John Lagerling氏、取締役青柳直樹氏、取締役田面木宏尚氏は任期満了により退任いたしました。
- ② 2020年9月25日開催の第8回定時株主総会において、新たに篠田真貴子氏が取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役高山健氏、取締役生田目雅史氏及び取締役篠田真貴子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役福島史之氏、監査役猪木俊宏氏及び監査役筱崎隆広氏は、社外監査役であります。
4. 監査役福島史之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役高山健氏、取締役生田目雅史氏、取締役篠田真貴子氏、監査役福島史之氏、監査役猪木俊宏氏及び監査役筱崎隆広氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外監査役につきましては金300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、各社外取締役及び監査役栃木真由美氏につきましては同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社（但し、Mercari, Inc.及び株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーを除きます。）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により以下のとおり定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

■ 基本方針

- 当社は、取締役の主な職務が当社グループ全体の経営に対する監督及び中長期におけるグローバルでの成長戦略の立案・けん引であることに鑑み、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針としております。
- 取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブ報酬としての株価条件付ストック・オプションにより構成しております。株価条件付ストック・オプションについては、取締役のパフォーマンスと貢献意欲を最大化させ、かつ、株主価値と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることができるようなインセンティブを付与するための適切な制限や条件を設定しております。
- 社外取締役及び監査役の報酬は、会社からの独立性を保つため、固定報酬のみにより構成しております。

報酬の種類	概要
固定報酬	・各取締役の職責、能力、成果、会社への貢献及び会社の業績や経済状況等を総合的に勘案して決定
株価条件付ストック・オプション	・当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値向上を実現するに当たり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させること、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることを目的として支給 ・条件を満たした場合のみ支給

■ 決定プロセス

取締役の個人別報酬額は、取締役会から委任を受けた代表取締役山田進太郎が、取締役の報酬制度や報酬水準の妥当性、決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を確保するため、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問結果を踏まえたうえで、各取締役の職責、能力、成果及び会社の業績や経済状況等を考慮して決定しております。委任した理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

監査役の個人別報酬額は、指名報酬委員会での諮問結果を踏まえたうえで、監査役会で決定しております。

指名報酬委員会の構成及び活動状況は、以下のとおりです。

A. 指名報酬委員会の構成

指名報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。

指名報酬委員会の構成は次のとおりです。

氏名	役位
山田 進太郎	代表取締役CEO（委員長）
高山 健	社外取締役
生田目 雅史	社外取締役
篠田 真貴子	社外取締役

B. 指名報酬委員会の活動状況

指名報酬委員会は、2020年12月、2021年1月及び4月に計3回開催され、各委員の全員が出席しました。主な審議事項は以下のとおりです。

- ・ 取締役の評価に関する事項
- ・ 監査役の評価に関する事項
- ・ 取締役の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
- ・ 当社のコーポレートガバナンス体制の向上に関する事項
- ・ 上級執行役員の評価・選任に関する事項

■ 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会決議

- 取締役に対する報酬等として、2017年9月29日開催の第5回定時株主総会において、年額2,000百万円以内（但し、使用人分給与は含みません。）とすることを決議しております。当該決議の対象となった役員数は、取締役6名（うち社外取締役2名）です。

- 取締役（社外取締役を除きます。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、2020年9月25日開催の第8回定時株主総会において、2,000百万円を上限とすることを決議しております。当該決議の対象となる役員数は、取締役2名です。
- 監査役に対する報酬等として、2017年9月29日開催の第5回定時株主総会において、年額100百万円以内とすることを決議しております。当該決議の対象となった役員数は監査役3名（うち社外監査役3名）です。

■ 株価条件付ストック・オプション

● 制度の概要

当社は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値の向上を実現するに当たり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させること、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることを目的として、当社の時価総額に連動するストック・オプション制度を導入しております。

● 株価条件付ストック・オプションの算定方法

A. 支給対象役員

当社の対象取締役2名を対象とします。

B. 支給する財産

当社普通株式を対象とする新株予約権とします。新株予約権1個につき、当社普通株式1株を取得する権利を有します。

C. 確定数

当社は、2020年10月12日を割当日として、支給対象役員に対して、合計265,522個の新株予約権を付与することを決議しております。

D. 個別支給数の算定方法

個別支給数の算定方法は、次のとおりです。なお、ここにいう個別支給数とは、各対象取締役に割り当てられた新株予約権のうち、株価条件の達成により行使可能となる新株予約権の数をいいます。

$$\text{個別支給数} = \text{役員別基準個数} \times \text{支給率}$$

支給率は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除きます。）において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額（次式によって算出するものをいいます。以下同じです。）がいずれも1兆円を超過した場合には1とし、その他の場合には0とします。

なお、2021年6月期中には上記の目標を達成しませんでした。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数 (※) - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数 (※))
× 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値 (※)
(※) いずれも、当該連続する 5 営業日の各日における数値とします。

●その他の主要な条件

A. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とします。

但し、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその 1 個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換又は会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数の調整を行うものとします。

B. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき金 1 円 (以下、「行使価額」といいます。) とし、新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。

C. 新株予約権を行使することができる期間

2023 年 9 月 25 日から 2030 年 9 月 24 日までとします。

D. 新株予約権の行使の条件

対象取締役は、以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該条件を満たした日の翌日から上記 C. に定める期間の満了日までの期間 (いずれの期間も、初日及び末日を含むものとします。以下、本 D. において同じです。) 、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとします (但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではありません。) 。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、(i) 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(ii) (c) に定める新株予約権が行使可能な期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とします。

(a) 対象取締役において、新株予約権の割当日から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること
割当てを受けた新株予約権の総数の 1/3

(b)対象取締役において、新株予約権の割当日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の1/3

(c)対象取締役において、新株予約権の割当日から5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の1/3

E. 当社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき新株予約権を取得することができます。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとします。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとします。当社が新株予約権を取得した場合、他の条項にかかわらず、対象取締役は、新株予約権を行使することができず、新株予約権について、株式（又はこれに相当する金銭）を受領する権利を有しません。

(a)会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(b)対象取締役が権利行使をする前に、上記D.の定めその他理由のいかなを問わず新株予約権を行使することができなくなった場合、会社は未行使の新株予約権を無償で取得することができます。

F. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する対象取締役に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限り、以下総称して「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

(a)交付する再編対象会社の新株予約権の数

対象取締役が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(b)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(c)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記A.に準じて決定します。

(d)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記B.に準じて決定します。

(e) 新株予約権を行使することができる期間

上記C.に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記C.に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。

(f) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。

(g) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(h) 組織再編行為の際の取扱い

本F.に準じて決定するものとします。

G. その他

新株予約権のその他の内容については、「新株予約権等に関する事項」をご覧ください。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			金銭報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (社外取締役を除く)	300	77	—	223	6
社 外 取 締 役	28	28	—	—	3
監 査 役 (社外監査役を除く)	34	34	—	—	1
社 外 監 査 役	36	36	—	—	3

(注) 1. 上記には、2020年9月25日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 当事業年度において、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等はありません。

4. 非金銭報酬等（株価条件付ストック・オプション）は、当期の費用計上額を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 監査役猪木俊宏氏は、さくらインターネット株式会社の社外取締役であります。同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社の当期連結決算における売上高の1%未満であります。
2. その他重要な兼職の状況につきましては31頁に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	高山 健	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、金融事業及びインターネット事業会社経営における専門的な知識や深い経験を活かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名報酬委員会3回のすべてに出席し、取締役・監査役・上級執行役員の評価・報酬の審議やコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等にも深く関与しております。
取締役	生田目 雅史	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、銀行、証券及び投資業界に関する豊富な経験とグローバルな幅広い見識に基づき、主に金融の専門家としての観点から社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名報酬委員会3回のすべてに出席し、取締役・監査役・上級執行役員の評価・報酬の審議やコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等にも深く関与しております。
取締役	篠田 真貴子	2020年9月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会において、D&I、ESG、ファイナンス等における専門的な知識や深い経験を生かして、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名報酬委員会3回のすべてに出席し、取締役・監査役・上級執行役員の評価・報酬の審議やコーポレートガバナンス体制の向上に向けた議論等にも深く関与しております。
監査役	福島 史之	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	猪木 俊宏	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	彼崎 隆広	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に会社経営者としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	98百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	151百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Mercari, Inc.はErnst & Young LLPの監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 剰余金の配当等に関する決定方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当の実施については未定であります。

連結貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	227,926
現金及び預金	171,463
売掛金	2,413
未収入金	47,001
前払費用	2,336
預け金	6,251
その他	876
貸倒引当金	△2,416
固定資産	34,603
有形固定資産	2,623
無形固定資産	658
投資その他の資産	31,321
投資有価証券	215
敷金	1,631
繰延税金資産	2,362
差入保証金	26,767
その他	344
資産合計	262,529

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	205,331
短期借入金	19,602
1年内返済予定の長期借入金	35,398
未払金	17,775
未払費用	1,147
未払法人税等	6,140
預り金	117,099
賞与引当金	1,683
ポイント引当金	802
株式報酬引当金	152
その他	5,529
固定負債	17,184
長期借入金	16,148
退職給付に係る負債	92
資産除去債務	126
繰延税金負債	183
その他	633
負債合計	222,516
(純資産の部)	
株主資本	39,065
資本金	42,630
資本剰余金	42,585
利益剰余金	△46,149
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	△5
為替換算調整勘定	△5
新株予約権	566
非支配株主持分	386
純資産合計	40,013
負債純資産合計	262,529

連結損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		106,115
売上原価		24,312
売上総利益		81,802
販売費及び一般管理費		76,617
営業利益		5,184
営業外収益		
受取利息	30	
還付消費税等	27	
助成金収入	74	
その他	45	177
営業外費用		
支払利息	232	
為替差損	31	
社債発行費	111	
その他	11	387
経常利益		4,975
特別利益		
投資有価証券売却益	6,942	
その他	65	7,008
特別損失		
投資有価証券評価損	109	109
税金等調整前当期純利益		11,874
法人税、住民税及び事業税	6,981	
法人税等調整額	△631	6,349
当期純利益		5,524
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△195
親会社株主に帰属する当期純利益		5,720

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	91,259
現金及び預金	73,174
売掛金	6,662
商品	11
前払費用	1,358
未収入金	8,022
短期貸付金	2,100
その他	55
貸倒引当金	△125
固定資産	28,117
有形固定資産	1,053
建物	296
工具、器具及び備品	591
その他	165
無形固定資産	103
ソフトウェア	103
投資その他の資産	26,960
投資有価証券	129
関係会社株式	22,860
繰延税金資産	2,397
敷金	1,571
その他	0
資産合計	119,376

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	57,131
買掛金	39
短期借入金	300
1年内返済予定の長期借入金	35,398
未払金	10,514
未払費用	478
未払法人税等	6,130
預り金	388
賞与引当金	1,660
ポイント引当金	252
株式報酬引当金	152
その他	1,815
固定負債	16,485
長期借入金	16,148
その他	336
負債合計	73,616
(純資産の部)	
株主資本	45,194
資本金	42,630
資本剰余金	42,609
資本準備金	42,609
その他資本剰余金	0
利益剰余金	△40,045
その他利益剰余金	△40,045
繰越利益剰余金	△40,045
自己株式	△0
新株予約権	566
純資産合計	45,760
負債純資産合計	119,376

損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		75,152
売上原価		11,608
売上総利益		63,544
販売費及び一般管理費		47,868
営業利益		15,675
営業外収益		
受取利息	13	
関係会社業務受託料	32	
助成金収入	74	
その他	6	126
営業外費用		
支払利息	208	
為替差損	52	
社債発行費	111	
その他	2	375
経常利益		15,426
特別利益		
投資有価証券売却益	6,942	
その他	35	6,977
特別損失		
関係会社株式評価損	7,922	
投資有価証券評価損	109	
関係会社貸倒引当金繰入額	125	8,156
税引前当期純利益		14,247
法人税、住民税及び事業税	6,979	
法人税等調整額	△658	6,320
当期純利益		7,926

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本知香	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中計士	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫田直樹	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メルカリの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根本知香	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中計士	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫田直樹	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メルカリの2020年7月1日から2021年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月27日

株式会社メルカリ 監査役会

常勤監査役 梶木真由美 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 福島史之 ㊟

社外監査役 猪木俊宏 ㊟

社外監査役 筱崎隆広 ㊟

メルカリのサステナビリティについて

限られた資源が大切に使われ、 誰もが新たな価値を生み出せる社会へ

メルカリは、様々なものを売り買いできるマーケットプレイスの構築を通じて、地球上の限りある資源がより有効に使われる循環の仕組みを創り、限りある資源の中でも人の持てる無限大の可能性が発揮されるような社会を目指しています。

マテリアリティに基づく昨年度の取り組み実績

このような社会を実現していくため、私たちは2018年以降、中長期で取り組むべき重点課題を5つの「マテリアリティ」として定め、取り組んで参りました。

特に昨年度においては、以下のような取り組みを実施しております。

1. 循環型社会の実現



メルカ리를より多くのお客さまにご利用いただくための取り組み

- ・メルカリ教室の開催
- ・メルカリステーションの運営



2. 循環型社会の実現に向けた文化醸成／教育



文化醸成

- ・グリーンフライデープロジェクト「新作ゼロのサステナブルファッションショー」の開催
- ・地方自治体との包括協定下における「メルカリ教室」の開催
- ・メルカリ総合研究所による消費者行動に関する各種行動データの調査・分析
- ・みんなで「エコ」を考えるための期間限定プロジェクト「HAPPY EARTH DAY!」の開催



教育

- ・小学校向け「ものとお金の価値を学ぶカードゲーム版/クイズ形式版」
- ・小学校向け「親子でメルカリ体験教育講座/ものとお金の価値を学ぼう（メルカリかんざつ帳付き）」
- ・高校生向け「PBLを通じたメルカリ教育」
- ・フリマアプリの安心・安全な使い方講座
- ・高校生向け「SDGs×企業の取り組み」講座
- ・キャッシュレス決済の安心・安全な利用講座
- ・産官学連携によるサイバーセキュリティ人材育成に向けた取り組み推進



3. 地域活性化



自治体と連携した施策やメルカリ利用による地域のエンパワーメントの機会を創出する連携

- ・お客さまの売上金から自治体やNPO団体に寄付ができる「メルカリ寄付」機能への自治体の追加
- ・企業版ふるさと納税を活用した徳島県神山町に新設される予定の「神山まるごと高専（仮称）」への寄付及びダイバーシティ&インクルージョン推進における学校教育パートナーシップの提携



4. 安心・安全・公正な取引環境の整備



社会的変化に応じたポリシーのアップデート

- ・マーケットプレイスのあり方に関する有識者会議の立ち上げ
- ・「マーケットプレイスの原理原則」の策定・公開
- ・ファーストリテイリングとの安心・安全な取引環境の構築に向けた包括連携協定の締結
- ・マーケットプレイスのあり方に関するアドバイザーボードの立ち上げ・運用



省庁・団体・企業とのネットワークを通じた情報の収集とそれに伴うサービス改善

- ・権利者保護プログラムのウェブページ運営開始
- ・「マーケットプレイスの原理原則」に関する関係省庁や団体・企業などへの説明と今後の連携方針議論



5. コンプライアンス・リスクマネジメントの強化



コンプライアンス

- ・コンプライアンス研修（全社員に対する毎月のE-learning、階層別研修、業務別研修を実施）
- ・法令等遵守状況のモニタリング（業態に応じ、各規程に定めた内容にて実施）
- ・新サービスのリリース時のコンプライアンスチェック・リスク評価
- ・キャンペーン実施時の広告物内容のリーガル・コンプライアンスチェック
- ・コンプライアンス・プログラムの着実な遂行

リスクマネジメント

- ・定期的なリスクマネジメント（リスク・マトリクスに基づく包括的な検証）
- ・個人情報保護に関する取り組み

ガバナンス

- ・取締役会が中長期の経営戦略議論と経営の監督に注力できるように、業務執行権限を上級執行役員会に権限委譲
- ・指名報酬委員会にて取締役及び上級執行役員の評価及び選任について審議

マテリアリティのアップデート

2018年初期にマテリアリティを定めてから約2年が経過し、外部環境・内部環境の変化を踏まえて、この度マテリアリティのアップデートを行いました。

アップデートにおいては、2018年当初と同様のプロセスを経て、度重なる議論の末にグローバル経営会議にて最終決定をいたしました。

検討プロセス

1. メルカリの長期ビジョンについて経営陣にて1年にわたり複数回ディスカッションを実施
2. 将来の創りたい社会の姿と、SDGsのゴールを照らし合わせ、メルカリの企業価値創造における機会とリスクを評価
3. ステークホルダーへのヒアリング及び調査を実施し、ステークホルダーの意思決定における重要度を評価
4. 2と3にて評価した結果を踏まえて、グローバル経営会議にてマテリアリティを決定

新マテリアリティ

主な変更点は、「循環型社会の実現」に加えて「気候変動への対応」も環境関連のマテリアリティとして追加したこと、及び「ダイバーシティ&インクルージョンの体現」を新たに追加したことの2点となります。

特に気候変動については、社会全体の関心や企業への期待値が高くなっていることを受けて、メルカリとしても定量的な目標を掲げてコミットしていく必要があると考えております。また、ダイバーシティ&インクルージョンについては、社会的な関心の高さはもちろんのこと、メルカリのミッション達成に向けて向き合うべき重要な課題であるため、改めてマテリアリティとして位置づけることでプライオリティを高く取り組む予定です。

1. 循環型社会の実現/気候変動への対応

メルカリグループの事業が与える環境への負荷を最小化することはもちろんのこと、メルカリグループの事業を通じて人々の消費行動をよりサステナブルなものに変えていくことで、環境課題の解決に貢献していきます。

2. ダイバーシティ&インクルージョンの体現

多様なバックグラウンドの人材がポテンシャルを最大限に発揮して働ける環境を整え、社会全体の課題である構造的差別や不平等の課題に取り組みます。また、多様な人材の知見を集約させることで、より多くのお客さまにとって使いやすいプロダクトとサービスのアクセシビリティ実現を目指します。

3. 地域活性化

地域が抱える課題解決と、地域経済への貢献を通じて個人や企業が活躍できる社会を目指します。

4. 安心・安全・公正な取引環境の実現

お客さま、加盟店さま、パートナーさまに「安心感」をもってサービスをご利用いただけるよう、安全で公正な取引を目指します。

5. コーポレートガバナンス・コンプライアンス

健全で透明性の高い、意思決定プロセスを構築し、お客さまやパートナーさま、ひいては社会から強い信頼を得られる企業を目指します。

株主メモ

事業年度 毎年7月1日から翌年6月30日まで

定時株主総会 毎年9月下旬

基準日 毎年6月30日

単元株式数 100株

公告方法 電子公告
<https://about.mercari.com/>

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

URL <https://about.mercari.com/>

上場証券取引所 東京証券取引所

証券コード 4385

株式事務のご案内

■株主名簿管理人

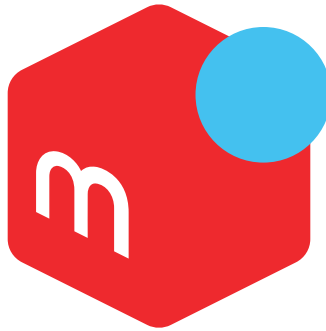
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社

■株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

【電話照会先】 0120-232-711 9時～17時 土日・祝日除く

【郵便物送付先】 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号



mercari



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080